

令和4年3月定例議会 議案概要		担当課	農林水産課	種別	その他
議案番号	議案第40号	議案名	琴浦町野菜共同出荷所の指定管理者の指定について		
目的	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定するもの。				
内容	<p>1 施設概要</p> <p>(1) 名称 琴浦町野菜共同出荷所 ミニトマト選果場として使用</p> <p>(2) 建設年月日 平成5年3月25日</p> <p>(3) 位置 琴浦町大字笹津8番地</p> <p>2 指定管理者概要</p> <p>(1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地</p> <p>(2) 団体名 鳥取中央農業協同組合</p> <p>(3) 代表者 代表理事組合長 栗原 隆政</p> <p>(4) 指定管理期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで(5年間)</p> <p>3 選定理由</p> <p>鳥取中央農業協同組合は地域農家及び行政等と連携し、地域農業生産振興に大きく寄与しており、大変優良な団体である。</p> <p>また、当該施設設置当初(平成4年～9年まで赤碕町農業協同組合、平成10年からは農協合併により当該団体)から当該施設の管理運営を優良にし、実績は大変良好である。また、同組合は、今後も管理運営の豊富な情報、実績を活かし、生産農家等と協力し、町の施設栽培農業の促進を図る施設運営ができること期待できるため、指定管理者に指定するもの。</p> <p>なお、当該施設の維持修繕等に係る費用については、指定管理者が負担する。</p>				
補足事項					